

## 神戸市高齢者介護士認定制度キャリアアップ支援金交付要綱

平成 31 年 4 月 1 日 保健福祉局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市高齢者介護士認定制度（以下「認定制度」という。）キャリアアップ支援に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月 2 日神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

2 認定制度合格者に対し、介護福祉士国家資格の取得を支援するために「キャリアアップ支援金（以下「支援金」という。）」を交付することで、介護人材の定着に資することを目的とする。

(支援金交付対象介護職員の要件)

第 2 条 支援金交付の対象となる介護職員（以下「交付対象職員」という。）は、認定制度合格者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 介護福祉士国家試験に合格していない者で、かつ認定制度合格年度の 11 月から 5 年以内の者
- (2) 認定制度合格時に在籍していた法人に継続して在籍し、かつ市内の事業所に在籍していること
- (3) 交付年度末に在籍していること

2 前項第 2 号について、平成 29 年度から平成 30 年度の認定制度合格者に限り、平成 31 年 4 月 1 日に在籍している法人に継続して在籍し、かつ市内の事業所に在籍していることとする。

(交付対象事業者)

第 3 条 交付の対象となる者（以下、「交付対象事業者」という。）は、前条に定める交付対象職員を雇用する法人とする。

(支援金の額)

第 4 条 交付対象職員を雇用した月数に 10,000 円を乗じて得た額。

(補助対象経費)

第 5 条 本事業の補助対象経費（以下「補助対象経費」という）は、第 3 条に定める交付対象事業者が、第 2 条に定める支給要件を満たす交付対象職員に対して支払う第 4 条に定める支援金の額とする。

(交付申請)

第 6 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき支援金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。もしくは電磁

的記録（電子的方式、磁気的方式その他知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）により、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 事業計画書兼対象職員一覧表
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(交付の決定)

第7条 市長は、補助金規則第6条による支援金の交付決定を行うときは、支援金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。  
(変更等)

第8条 交付対象事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。もしくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）により、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付決定内容変更承認申請書
- (2) 事業計画書兼交付対象職員一覧表（変更後）
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 交付対象事業者は、同2号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付中止（廃止）承認申請書を、市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書又は補助事業中止（廃止）承認通知書により、申請者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 交付対象事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、当該補助事業の完了後、速やかに市長まで提出しなければならない。もしくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）により、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書
- (2) 事業報告書兼交付対象職員一覧表
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(交付額の確定)

第10条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書により、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。

ただし、確定した補助金の交付額が、交付の決定における交付予定額と同額である場合は、通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第 11 条

市長は、交付額の確定を行った場合、速やかに当該支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 12 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書により当該補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日一部改正する。
- 3 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日一部改正する。
- 4 この要綱は、令和 4 年 11 月 1 日一部改正する。
- 5 この要綱は、令和 5 年 10 月 19 日一部改正する。
- 6 この要綱は、令和 6 年 12 月 19 日一部改正する。